

## ●地方消費税率引上げ分の用途について（平成29年度決算）

消費税率の5%から8%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり全て「社会保障施策に要する経費」に充てています。

### （歳入）

市町村消費税交付金(社会保障財源分)

15 百万円

### （歳出）

(単位:千円)

項 目	決算額	特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)		
				引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	1,687	705	982	114	868
	介護福祉事業	6,495	54	6,441	748	5,693
	高齢者福祉事業	4,965	2,300	2,665	310	2,355
社会保険	国民健康保険事業	25,853	10,796	15,057	940	14,117
	介護保険事業	36,582	0	36,582	3,531	33,051
	後期高齢者保健事業	19,884	13,324	6,560	516	6,044
保健衛生	障がい者・高齢者医療福祉事業	8,293	3,849	4,444	516	3,928
	その他医療福祉事業	2,510	895	1,615	188	1,427
	医療体制事業	750	0	750	87	663
少子化対策	子ども・子育て事業	29,309	20,083	9,226	3,577	5,649
	保育所運営事業等	74,141	6,182	67,959	3,986	63,973
合 計	210,469	58,188	152,281	14,513	137,768	